

議 案 名	富士見市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について												
制 定 趣 旨	<p>富士見市第6次基本構想第2期基本計画の推進に資する情報発信力の強化を図るため、富士見市行政組織条例の一部を改正するものです。</p>												
制 定 内 容	<p>第2条に規定する分掌事務を改正するものです。</p> <p>(1) 総務部</p> <table border="1" data-bbox="491 1003 1401 1144"> <tr> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td></td> <td style="text-align: center;">改正後</td> </tr> <tr> <td>(7) 広報及び広聴に関する こと。</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>(7) 広聴に関する こと。</td> </tr> </table> <p>(2) 政策財務部</p> <table border="1" data-bbox="491 1193 1401 1335"> <tr> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td></td> <td style="text-align: center;">改正後</td> </tr> <tr> <td>(4) シティプロモーション に関する こと。</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>(4) シティプロモーション 及び広報に関する こと。</td> </tr> </table>	改正前		改正後	(7) 広報及び広聴に関する こと。	⇒	(7) 広聴に関する こと。	改正前		改正後	(4) シティプロモーション に関する こと。	⇒	(4) シティプロモーション 及び広報に関する こと。
改正前		改正後											
(7) 広報及び広聴に関する こと。	⇒	(7) 広聴に関する こと。											
改正前		改正後											
(4) シティプロモーション に関する こと。	⇒	(4) シティプロモーション 及び広報に関する こと。											
施 行 日	令和8年4月1日												

富士見市行政組織条例（令和2年条例第42号）新旧対照表

新	旧
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>危機管理課 (略)</p> <p>総務部</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) _____ 広聴に関すること。</p> <p>(8) ~ (12) (略)</p> <p>政策財務部</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) シティプロモーション <u>及び広報</u> に関すること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>危機管理課 (略)</p> <p>総務部</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>広報及び</u> 広聴に関すること。</p> <p>(8) ~ (12) (略)</p> <p>政策財務部</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) シティプロモーション _____ に関すること。</p> <p>(5) (略)</p>